

# 学校における働き方改革推進計画（概要）

「学校における働き方改革推進プラン(令和元年～)」の後継

令和8(2026)年3月 栃木県教育委員会事務局教育政策課

策定の趣旨	令和7(2025)年度給特法等改正に伴い、令和8(2026)年4月から教育委員会に計画の策定等が義務づけられたことから、教職員が、心身ともに健康で、いきいきとやりがいをもちながら、本来的な業務に着実に取り組むことができる環境を整備することにより、本県における教育の質の更なる向上を図る目的で策定するもの。
位置付け	給特法第8条第1項の規定に基づき教育委員会が策定する「教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付ける。
計画期間	令和8(2026)年度から令和12(2030)年度まで（5年間）※毎年度見直しを行う。
目 標	<ol style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標             <ol style="list-style-type: none"> <li>「仕事と仕事以外の生活のバランスに満足しているか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合を令和12(2030)年度までに全校種80%とする。</li> <li>「自分の仕事が児童生徒の成長につながっていると実感できているか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合を令和12(2030)年度までに全校種80%とする。</li> </ol> </li> <li>時間外在校等時間に関する目標             <ol style="list-style-type: none"> <li>教職員の時間外在校等時間を1か月当たり45時間以内、1年間の合計時間を360時間以内とする。</li> <li>時間外在校等時間が1か月当たり80時間を超える教職員の割合を令和9(2027)年度までに0%とする。</li> </ol> </li> </ol>

内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1  服務管理の徹底に関すること</li> <li>2  部活動改革に関すること             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 適切な運営のための体制整備に関すること</li> <li>(2) 適切な活動時間・休養日等の設定に関すること</li> <li>(3) 大会・コンクールの在り方に関すること</li> <li>(4) 兼職兼業に関すること</li> </ol> </li> <li>3 「業務の3分類」に関すること             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校以外が担うべき業務</li> <li>(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務</li> <li>(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務</li> </ol> </li> <li>4 「学校における措置の推進」に関すること             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育課程に関すること</li> <li>(2) 業務の見直しに関すること</li> </ol> </li> <li>5 「教職員の健康及び福祉の確保に関する取組」に関すること</li> </ol>
-----	--

関連する取組 フォローアップ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1  計画の取組状況の報告等に関すること</li> <li>2  市町教育委員会に関すること             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町教育委員会</li> <li>(2) 県教育委員会</li> <li>(3) 県教育事務所</li> </ol> </li> </ol>
-------------------	---

